

大阪府監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年2月14日

大阪府監査委員 磯部 洋
 同 赤木 明夫
 同 清水 涼子
 同 和田 秋夫
 同 三田 勝久

1 委員意見に対する措置 （貸付金について）

| | | |
|---------|---|---|
| 監査対象機関名 | 財団法人大阪府育英会 | |
| 監査実施年月日 | 平成23年2月7日から同月8日まで | |
| | 監査の結果 | 措置の状況 |
| | <p>財団法人大阪府育英会は、平成21年度において奨学貸付金及び入学貸付金に対して16百万円の減免処理を行っているが、全額大阪府からの補助金で補填されている。</p> <p>平成21年度末現在のこれらの貸付金の収入未済額は5,259百万円であり、これらのうち、自己破産412百万円、死亡等の減免事由該当者49百万円や住所不明等123百万円、さらに、自主納付が見込めず、法的手続に関わっているものが1,159百万円と試算されている。このような実質的に回収が見込めない貸付金については、現在のような減免処理に準じて将来的に大阪府が負担する可能性があるため、滞納者の状況を分析し、個々の債権の状況に応じた回収策を適宜体系的に講ずることが急務である。</p> <p>また、貸与中の債権も含めた貸付金83,435百万円に対して、その回収可能性を評価するための分類を行い、将来の債務負担見通しを明らかにする必要がある。</p> | <p>当法人において、平成24年3月に制定した「奨学金等貸付債権の管理に関する規程」に基づき、返還の状況に応じて債務者を5段階に区分するとともに、分類債権ごとの予想損失率等に基づき貸倒引当金を計上することとしました。</p> <p>これにより、奨学金等貸付債権の今後の回収可能性を明らかにするとともに、債務者区分ごとに、効果的・効率的な債権管理や回収策を講じていくこととしました。</p> <p>なお、貸倒引当金の計上については、当面の間（平成27年3月31日まで）、「公益財団法人大阪府育英会奨学金等債権管理規程施行細則」附則第2条により対応します。（詳細は下記（同条からの抜粋）参照）</p> <p>第2条 第11条（貸倒引当金の計上）の規程は平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までは次の各号に定めるところにより算定した額を計上するものとする。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>これらについては、今後、奨学貸付事業を継続して実施していくためにも、早急に大阪府と協議し、具体的に進められたい。</p> | <p>(1) 貸倒引当金の計上総額は、毎事業年度末における返還未済元本額に返還金の未収入率を乗じた額</p> <p>(2) 第4分類は、返還未済元本の全額</p> <p>(3) 非分類、第2分類及び第3分類は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いた額</p> <p>* 未収入率とは、滞納額を当会創設（昭和27年度）以来の調定累計額で除して得た率をいう。</p> <p>未収入率＝滞納額÷調定累計額</p> |
|---|--|

(奨学金事業について)

| | |
|--|--|
| <p>監査対象機関名</p> | <p>財団法人大阪府育英会</p> |
| <p>監査実施年月日</p> | <p>平成23年12月5日から平成24年1月20日まで</p> |
| <p>監査の結果</p> | <p>措置の状況</p> |
| <p>府は、平成22年度以降、国の高等学校授業料無償化の影響により、私立高等学校等へ進学する生徒の資金的負担の軽減のため、国の授業料助成制度に加え、独自加算を行っており、平成22年度までの財団法人大阪府育英会（以下「法人」という。）の貸付事業の対象範囲のうち、平成23年度以降は年収水準が610万円以上の世帯等一部を除き、授業料部分は実質無償化されることとなった。これにより、新規貸付は、授業料負担が残る生徒等を除き、その他の教育費負担に対する貸付（10万円）のみとなっており、貸付人員及び貸付額は減少している一方で、貸付金の滞納額である収入未済額は増加している。今後の法人の事業のあり方や法人の役割は転換の時期に来ていると言える。</p> <p>また、貸付事業に係る原資には国が財源措置した府からの借入金その他、有利子である金融機関からの借入金も充てられているが、金利負担が大阪府からの補助金により手当されることを考えると、府及び法人が一体として効果的な財源配分について考えるべきであり、金融機関からの借入を前提とした奨学金制度のあり</p> | <p>(奨学金制度のあり方について)</p> <p>大阪府と協議した結果、平成22年度から実施の高校授業料実質無償化措置により、生徒・保護者の授業料負担は大幅に軽減されましたが、その他の教育費負担は依然として残っており、教育の機会均等を図るセーフティネットとして、当法人の奨学金制度の果たす役割は引き続き大きいものと考えています。</p> <p>また、平成23年度からの私立高校等授業料支援補助金の拡充と一体となって、家庭の経済的事項にかかわらず公私立を問わない自由な学校選択を支援する観点からも、当法人の奨学金制度は重要な役割を担っていると考えています。</p> <p>一方で、入学資金貸付については、国と地方の役割分担を踏まえ、平成24年度（平成25年度大学等入学生）から大学貸付を廃止し、高校貸付の貸付対象となる所得基準を、公私立とも高校等授業料が実質無償となる年収めやす610万円未満まで引き上げ、高校貸付への重点化を図ったところです。これにより、経済的理由により高校就学を断念することなく、公私立を問わず自由に学校選択できるよう一層支援し</p> |

| | |
|---|---|
| <p>方やその事業規模についても検討の余地がある。民間の金融機関等での教育ローンとのすみ分けや法人にとってのコストパフォーマンスも考慮し、奨学制度の再点検が必要である。現在奨学金として貸与しているその他教育費10万円及び入学資金に係る貸与についてのそれぞれの必要性及び財源の配分について、法人のこれまでの貸与事業での分析を前提に改めて見直すべき時期に来ていると言え、府と協議し、具体的に検討すべきである。</p> <p>限られた予算の枠内で効果的に資金を活用する観点からは、民間の金融機関や公庫の各種教育ローンも充実してきている現状に鑑み、法人として最優先して貸与すべき対象者を改めて検討する必要がある。</p> <p>さらに、法人は、貸与額が減少し、債権が少額化していく傾向にある中、債権管理が重要な課題となる。府民負担を最小化し、奨学事業が持続可能となるような方策を府と協議し、例えば、法人の自主事業として寄附による奨学制度の拡大など、法人独自の取組として具体的に検討されたい。</p> <p>そのためにも法人としての自主事業の中長期計画を策定し、効率的・効果的な事業の進捗管理を行われたい。</p> <p>(なお、この意見は、府民文化部私学・大学課に係る意見とする。)</p> | <p>ていくこととしています。</p> <p>今後とも、こうした取組みを通して、当法人の奨学金制度について、限られた予算の中で、より効果的、効率的に運営してまいります。</p> <p>(自主事業の取組について)</p> <p>当法人では、平成23年度に民間からの寄附金を活用して、給付型奨学金事業を創設し、しっかりとした将来の夢を持ちながら、経済的に困難な状況にある高校生等の夢の実現を支援しています。</p> <p>今後、この事業を維持・拡充していくことは重要と考えており、平成24年4月に策定した平成24年度から28年度までの5年間の事業方針等を盛り込んだ中期経営計画においても、自主事業の拡充に向けた取組方針を掲げ、鋭意その目標達成に向け努めているところです。</p> |
|---|---|

(奨学金事業について)

| | | |
|--|--------------------------|---|
| 監査対象機関名 | 財団法人大阪府育英会 | 措置した機関：府民文化部私学・大学課 |
| 監査実施年月日 | 平成23年12月5日から平成24年1月20日まで | |
| 監査の結果 | | 措置の状況 |
| <p>府は、平成22年度以降、国の高等学校授業料無償化の影響により、私立高等学校等へ進学する生徒の資金的負担の軽減のため、国の授業料助成制度に加え、独自加算を行っており、平成22年度までの財団法人大阪府育英会（以下「法人」という。）の貸付事</p> | | <p>(奨学金制度のあり方について)</p> <p>平成22年度から実施の高校授業料実質無償化措置により、生徒・保護者の授業料負担は大幅に軽減されましたが、その他の教育費負担は依然として残っており、教育の機会均等を図るセーフティネットとし</p> |

業の対象範囲のうち、平成23年度以降は年収水準が610万円以上の世帯等一部を除き、授業料部分は実質無償化されることとなった。これにより、新規貸付は、授業料負担が残る生徒等を除き、その他の教育費負担に対する貸付（10万円）のみとなっており、貸付人員及び貸付額は減少している一方で、貸付金の滞納額である収入未済額は増加している。今後の法人の事業のあり方や法人の役割は転換の時期に来ていると言える。

また、貸付事業に係る原資には国が財源措置した府からの借入金その他、有利子である金融機関からの借入金も充てられているが、金利負担が大阪府からの補助金により手当されることを考えると、府及び法人が一体として効果的な財源配分について考えるべきであり、金融機関からの借入を前提とした奨学金制度のあり方やその事業規模についても検討の余地がある。民間の金融機関等での教育ローンとのすみ分けや法人にとってのコストパフォーマンスも考慮し、奨学制度の再点検が必要である。現在奨学金として貸与しているその他教育費10万円及び入学資金に係る貸与についてのそれぞれの必要性及び財源の配分について、法人のこれまでの貸与事業での分析を前提に改めて見直すべき時期に来ていると言え、府と協議し、具体的に検討すべきである。

限られた予算の枠内で効果的に資金を活用する観点からは、民間の金融機関や公庫の各種教育ローンも充実してきている現状に鑑み、法人として最優先して貸与すべき対象者を改めて検討する必要がある。

さらに、法人は、貸与額が減少し、債権が少額化していく傾向にある中、債権管理が重要な課題となる。府民負担を最小化し、奨学事業が持続可能となるような方策を府と協議し、例えば、法人の自主事業として寄附による奨学制度の拡大など、法人独自の取組として具体的に検討されたい。

そのためにも法人としての自主事業の中長期計画を策定し、効率的・効果的な事業の進捗管理を行われたい。

て、大阪府育英会の奨学金制度の果たす役割は引き続き大きいものと考えています。

また、平成23年度からの私立高校等授業料支援補助金の拡充と一体となって、家庭の経済的事情にかかわらず公私立を問わない自由な学校選択を支援する観点からも、大阪府育英会の奨学金制度は重要な役割を担っていると考えています。

一方で、入学資金貸付については、国と地方の役割分担を踏まえ、平成24年度（平成25年度大学等入学生）から大学貸付を廃止し、高校貸付の貸付対象となる所得基準を、公私立とも高校等授業料が実質無償となる年収めやす610万円未満まで引き上げ、高校貸付への重点化を図ったところです。これにより、経済的理由により高校就学を断念することなく、公私立を問わず自由に学校選択できるよう一層支援していくこととしています。

今後とも、こうした取組みを通して、大阪府育英会の奨学金制度について、限られた予算の中で、より効果的、効率的に進めてまいります。

（自主事業の取組について）

大阪府育英会では、平成23年度に民間からの寄附金を活用して、給付型奨学金事業を創設し、しっかりとした将来の夢を持ちながら、経済的に困難な状況にある高校生等の夢の実現を支援しています。

本府といたしましても、こうした取組みを維持・拡充していくことは重要と考えており、給付型奨学金制度や寄附金募集に向けた検討を進めるため大阪府育英会が立ち上げた「民間活力導入プロジェクトチーム」にオブザーバーとして参画するなど、必要な支援に努めています。

なお、平成24年4月に大阪府育英会が策定した平成24年度から28年度までの5年間の事業方針等を盛り込んだ中期経営計画においても、自主事業の拡充に向けた取組方針を掲げ、鋭意その目標達成に向け取り組んでいるところです。

| | |
|--|---|
| (なお、この意見は、府民文化部私学・大学課に係る意見とも する。) | |
| (補助金について) | |
| 監査対象機関名 | 財団法人大阪府育英会 |
| 監査実施年月日 | 平成23年12月5日から平成24年1月20日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>財団法人大阪府育英会（以下「法人」という。）が実施する奨学金等の貸与事業は、府、大阪市及び金融機関からの借入金及び貸付金の償還金が原資となっているが、昭和52年度までは府からの補助金及び貸付金の償還金によっていた。現状、法人が収受する府からの補助金は、法人の運営費の他、奨学金等の貸付金の減免相当額や金融機関からの借入金に係る支払利息の全額に充当されている。</p> <p>しかし、補助対象経費の算定方法について具体的に定められておらず、府はこれまで、補助金交付要綱等を定めることなく、大阪府補助金交付規則により法人に対して補助金の交付を行っているが、府民への説明責任を果たす観点からは、補助金交付要綱を別途定めるなど、補助金交付の要件を明確にすることが求められており、法人にとっても必要である。</p> <p>奨学金等の貸付金の減免額が全額補助金として交付されることは、過去補助金を原資に奨学金等の貸与事業を実施してきた経緯を踏まえたものとも考えられるが、このまま補助金を受け取り続けると、法人が奨学事業をさらに効率的かつ効果的に実施していくというインセンティブが働きにくい状況のままとなる。</p> <p>しかも、昭和53年度からは府からの借入金に変更されている。奨学金等の貸付金を減免するとその分償還金が減ることから、貸付原資を確保するため、又は、銀行からの借入金を返済するために、府が補助するということと思料されるが、減免した分だけ府</p> | <p>大阪府と協議した結果、当法人の奨学金事業は、教育の機会均等を保障するという大阪府の責務を代替して実施しているものであり、これに係る経費はすべて大阪府が負担すべきものと考えています。</p> <p>事業運営にかかる補助金については、大阪府の予算編成過程を通じ必要額を精査の上、予算執行するとともに、剰余金が生じた場合には府に返還しています。また、当法人を通じ事業実施することにより、人件費等の経費縮減や、より効果的効率的な滞納対策の実施が可能となっています。</p> <p>こうした従前からの取組みにより、大阪府と同様に最小の経費で最大の事業効果が発揮できるよう努めているところです。</p> <p>また、補助金の必要性等についても、事業計画、決算書類等の公表を通じて、広く府民に周知するよう努めているところです。</p> |

に債権放棄してもらう方法や実際に貸付原資が不足するような状況になった場合にその分を府から新たに借り入れる方法も考えられる。

また、金融機関からの融資に係る支払利息についても府に負担してもらうにしても、負担の考え方や負担割合について明確にすべきものである。

平成24年2月10日に施行された大阪府財政運営基本条例第13条第3項に「府は、補助金の交付その他の財政的援助を行う場合にあっては、当該財政的援助の目的を効果的かつ効率的に実現することができるよう、事業主体の自主的な努力を促す制度とするとともに、当該財政的援助として必要な金額を精査しなければならない。」と定められている。奨学金等の貸与事業は、府と法人が一体となって実施していく事業であるが、補助金を交付される法人においては本条例の趣旨を十分に認識し、事業を実施していく必要がある。法人として実施する奨学金等の貸与事業に対するこれらの補助金の効果を明確に府民に説明できるように、これまで府から交付を受けてきた経費の内容について大阪府と十分に協議し、補助のあり方について検討されたい。

(なお、この意見は、府民文化部私学・大学課に係る意見とする。)

(補助金について)

| | | |
|--|--------------------------|---|
| 監査対象機関名 | 財団法人大阪府育英会 | 措置した機関：府民文化部私学・大学課 |
| 監査実施年月日 | 平成23年12月5日から平成24年1月20日まで | |
| 監査の結果 | | 措置の状況 |
| 財団法人大阪府育英会（以下「法人」という。）が実施する奨学金等の貸与事業は、府、大阪市及び金融機関からの借入金及び貸付金の償還金が原資となっているが、昭和52年度までは府からの補助金及び貸付金の償還金によっていた。現状、法人が収受す | | (補助金について) 大阪府育英会の奨学金事業は、教育の機会均等を保障するという本府の責務を代替して実施しているものであり、これに係る経費はすべて本府が負担すべきものと考えています。 |

る府からの補助金は、法人の運営費の他、奨学金等の貸付金の減免相当額や金融機関からの借入金に係る支払利息の全額に充当されている。

しかし、補助対象経費の算定方法について具体的に定められておらず、府はこれまで、補助金交付要綱等を定めることなく、大阪府補助金交付規則により法人に対して補助金の交付を行っているが、府民への説明責任を果たす観点からは、補助金交付要綱を別途定めるなど、補助金交付の要件を明確にすることが求められており、法人にとっても必要である。

奨学金等の貸付金の減免額が全額補助金として交付されることは、過去補助金を原資に奨学金等の貸与事業を実施してきた経緯を踏まえたものとも考えられるが、このまま補助金を受け取り続けると、法人が奨学事業をさらに効率的かつ効果的に実施していくというインセンティブが働きにくい状況のままとなる。

しかも、昭和53年度からは府からの借入金に変更されている。奨学金等の貸付金を減免するとその分償還金が減ることから、貸付原資を確保するため、又は、銀行からの借入金を返済するために、府が補助するということと思料されるが、減免した分だけ府に債権放棄してもらおう方法や実際に貸付原資が不足するような状況になった場合にその分を府から新たに借り入れる方法も考えられる。

また、金融機関からの融資に係る支払利息についても府に負担してもらおうにしても、負担の考え方や負担割合について明確にすべきものである。

平成24年2月10日に施行された大阪府財政運営基本条例第13条第3項に「府は、補助金の交付その他の財政的援助を行う場合にあっては、当該財政的援助の目的を効果的かつ効率的に実現することができるよう、事業主体の自主的な努力を促す制度とするとともに、当該財政的援助として必要な金額を精査しなければならない。」と定められている。奨学金等の貸与事業は、府と法人が

事業運営にかかる補助金については、本府の予算編成過程を通じ必要額を精査の上、予算執行するとともに、剰余金が生じた場合には本府に返還させています。また、大阪府育英会を通じ事業実施することにより、人件費等の経費縮減や、より効果的効率的な滞納対策の実施が可能となっています。

こうした従前からの取組みにより、大阪府育英会は、本府と同様に最小の経費で最大の事業効果が発揮できるよう努めているところです。

また、補助金の必要性等については、予算編成過程の公表や大阪府育英会における事業計画、決算書類等の公表を通じて、広く府民に周知するよう努めているところです。

| | |
|---|--|
| <p>一体となって実施していく事業であるが、補助金を交付される法人においては本条例の趣旨を十分に認識し、事業を実施していく必要がある。法人として実施する奨学金等の貸与事業に対するこれらの補助金の効果を明確に府民に説明できるように、これまで府から交付を受けてきた経費の内容について大阪府と十分に協議し、補助のあり方について検討されたい。</p> <p>(なお、この意見は、府民文化部私学・大学課に係る意見ともする。)</p> | |
|---|--|

(今後の事業展開に関する計画について)

| | | |
|--|--|-------------------------|
| 監査対象機関名 | 財団法人大阪みどりのトラスト協会 | 措置した機関：環境農林水産部みどり・都市環境室 |
| 監査実施年月日 | 平成23年11月9日から同年12月16日まで | |
| 監査の結果 | 措置の状況 | |
| <p>財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「トラスト協会」という。）は、緑の募金事業と自然環境の保全事業を実施しているが、今後の事業展開や自主事業による収入の確保などの重要な方針について、実績対比を行い、経営を評価できるような具体的な収支計画が作成されていない。府からの補助金が年々削減傾向にあり、トラスト協会による自然環境保全事業が縮小されている中、以下の課題に取り組まれない。</p> <p>1 短期的課題</p> <p>自然環境保全事業の主な収入源である府からの補助金は、平成18年度には69百万円であったが、管理費を含めた事業活動支出（緑の募金を除く。）の2分の1を補助金算定対象にするなどの変更もあり、平成22年度には24百万円へと年々削減されている。トラスト協会は、職員数を減らすなどして人件費の縮減に努めているものの、事務費はほぼ変わらない水準で推移している。</p> <p>平成22年度においては支出49百万円のうち、管理費（人件</p> | <p>府は、自然環境の保全等が必要な地域の指定、保全・規制に関する計画の策定及び当該地域に係る許認可等の業務を担っています。</p> <p>一方、トラスト協会は、和泉葛城山のブナ林や府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域など府内に残された貴重な自然環境の保全をボランティア、企業、府民等と一体となり推進する母体として設立されたものです。また、知事から「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、府内における「緑の募金」に関する各種の府民活動事業等を実施する「大阪府緑化推進委員会」に指定されています。以上のことから、トラスト協会は、今後もボランティアの育成や貴重な自然環境の保全活動への支援、緑の募金を活用した事業など府民運動を推進する役割を担っています。</p> <p>平成24年度から、定期的に府とトラスト協会による会議の場を設け、事業の進捗状況の確認や情報共有等を図っています。</p> <p>トラスト協会は、設立以来、府内の自然環境保全について重要な役割を担ってきましたが、今年度、新公益財団法人に移行し、運営計画（中長期計画含む。）を策定したことから、その進捗状況を把握し、</p> | |

| | |
|--|----------------------|
| <p>費及び事務費)に対する支出が38百万円と8割を占め、自然保全のための直接支出である事業費11百万円を大幅に上回っている。また、単年度収支差額は10百万円の赤字、次期以降への繰越収支差額は3百万円のマイナスを計上するに至っており、事業収入の中で支出を賄い切れていない。</p> <p>限られた資金を本来の事業に有効に活用できるよう、例えば、他の団体と共同事務化を図るなど管理費の節減に努められたい。</p> <p>2 中長期的課題</p> <p>自然環境を保全する事業は、府の環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課においても実施している。トラスト協会が自然環境保全事業費を府の補助金に大きく依存している中で、府とは別の組織として存続するためには、トラスト協会が果たすべき役割を明確にし、自主事業による収入をより強固に確保するなどによって、別組織として維持することの存在意義が府民に納得できるものでなければならない。</p> <p>トラスト協会は平成24年4月から、新公益財団法人として新たなスタートを予定しているが、そこでは府とトラスト協会で、それぞれ担う機能、果たすべき役割の違いや存在意義を明確にした上で、今後の事業に係る計画を立案し、実績と比較報告することによって、事業の存続意義や有効性を府民に説明できるようにすべきである。</p> <p>また、毎年、府は資金の使途だけでなく、計画と実績の比較を行い、トラスト協会の存在意義も含めて検討を行うべきである。</p> <p>(なお、この意見は環境農林水産部みどり・都市環境室に対する意見とする。)</p> | <p>必要に応じ指導を行います。</p> |
|--|----------------------|

2 指示事項について

ア 出納その他関係

(貸倒引当金及び債権管理について)

| | |
|---|---|
| 監査対象機関名 | 財団法人大阪府育英会 |
| 監査実施年月日 | 平成23年12月5日から平成24年1月20日まで |
| 監査の結果 | 措置の状況 |
| <p>財団法人大阪府育英会（以下「法人」という。）では、過去から奨学金貸付金及び入学資金貸付金について、どの程度の回収が見込めるのかを検討し、その回収不能額を見積り、貸倒引当金を計上することはしていないが、現在、貸付金の回収可能性に応じて債権分類を行い、平成23年度決算に向けて引当金の計上について検討している段階である。法人の実態に合った引当金の算定を行えるよう、引き続き引当方針を検討されたい。</p> <p>また、法人は、私立学校に対する施設整備資金の回収業務を行っているが、現状、貸付先である私立学校法人の財務状態などの情報を入手しておらず、貸付金の回収リスクなどの評価を実施していない。貸付先の計算書類を入手し、返済能力に懸念が生じていないか財務分析を実施するなどの運用を行うことが債権管理上重要であることから今後検討されたい。</p> | <p>（貸倒引当金の計上について）</p> <p>当法人において、平成24年3月に制定した「奨学金等貸付債権の管理に関する規程」に基づき、返還の状況に応じて債務者を5段階に区分するとともに、分類債権ごとの予想損失率等に基づき貸倒引当金を計上することとしたところです。</p> <p>なお、平成27年3月31日までは「公益財団法人大阪府育英会奨学金等債権管理規程施行細則」附則第2条により対応します。</p> <p>（私立学校施設整備資金回収に係る財務分析について）</p> <p>平成24年度から学校法人の決算資料（貸借対照表、収支計算書等）を徴しており、継続的に法人の経営状況を把握していくこととしています。</p> |